第九節　（略）

第十節　介護サービス情報の公表（第百四十条の四十三―第百四十条の六十二の二）

第十一節　介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等（第百四十条の六十二の二の二―第百四十条の六十二の二の六）

第五章～第十章　（略）

附則

（法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める者）

第二十二条の二十一　法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員　保健師その他介護予防支援に関する知識を有する者

二　法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援を行う事業所の従業者　介護支援専門員

（指定介護予防支援事業者に係る指定の申請）

第百四十条の三十二　法第百十五条の二十二第一項の規定により指定介護予防支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る事業所の所在地の市町村長（同項の規定に基づき指定を受けようとする介護予防支援事業を行う事業所の所在地の市町村以外の市町村（以下この項において「他の市町村」という。）の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節において同じ。）に提出しなければならない。

一～十四　（略）

2　前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の四十六第三項の規定に基づき地域包括支援センターの設置の届出をしている場合又は指定居宅介護支援事業者である場合において、既に当該市町村長に提出している前項各号に掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3　（略）

4　前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

5　（略）

（法第百十五条の三十の二第一項の厚生労働省令で定める事項）

第百四十条の三十八の二　法第百十五条の三十の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　介護予防サービス計画の実施状況

二　直近の第百四十条の六十二の四第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の該当の有無の判断の際に当該基準に該当した第一号被保険者の状況

第九節　（略）

第十節　介護サービス情報の公表（第百四十条の四十三―第百四十条の六十二の二）

（新設）

第五章～第十章　（略）

附則

（法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める者）

第二十二条の二十一　法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める者は、保健師その他介護予防支援に関する知識を有する者とする。

（新設）

（新設）

（指定介護予防支援事業者に係る指定の申請）

第百四十条の三十二　法第百十五条の二十二第一項の規定により指定介護予防支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る事業所の所在地の市町村長（同項の規定に基づき指定を受けようとする介護予防支援事業を行う事業所の所在地の市町村以外の市町村（以下この条において「他の市町村」という。）の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節において同じ。）に提出しなければならない。

一～十四　（略）

2　前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の四十六第三項の規定に基づき地域包括支援センターの設置の届出をしている場合において、既に当該市町村長に提出している前項各号に掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3　（略）

4　前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に市町村長に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

5　（略）

（新設）